

国際裁判管轄について

——マレーシア航空機事件を契機として——

田 中 ひとみ

一、はじめに

最近の国際的紛争に於いてとりわけ議論を呼ぶ事件は航空機事故にまつわるものである。その法廷地の決定は準拠法との関連で訴訟上、かなり争点となる。そこで本稿ではその国際管轄権についてわが国の議論の現状を把握し、今後の方向性を探りつつ私見を試みたい。

二、国際裁判管轄の構造

国際裁判管轄とはBauerによれば、内国裁判機関が私法事件に於て訴訟及び非訟事件に対して国家の名において機能するところの、国家によって内国裁判機関に付与された、国家主権に由来する司法権を行使しなければならぬ事件を決定する内国法に含まれる法規の総体である¹⁾。

フランスでは、国際裁判管轄は、その概念として、第一に立法権を有する権能 (la compétence législative) と区別され、第二には、「直接」 (directe) 裁判管轄と「間接」 (indirecte) 裁判管轄を区別し、第三に「一般」 (générale) 国際管轄と「特別」 (spéciale) 管轄とを分ける。他方で、国際裁判管轄の性質として、職分管轄と土地管轄を呈示する²⁾。

性質論での区別はとりわけ実益のあるものであるが、フランスでは、国際管轄の法的性質に関する学説では三説に分かれ、論争的となっている。

この点については別稿を以て近く紹介する予定でいる。

なお、用語の問題として裁判権と国際裁判管轄の区別が指摘されてきたが³⁾、現在、母法国西ドイツでは、前者 (Gerichtsbarkheit) は一般国際法上の問題について、後者 (internationale Zuständigkeit) は基本的には国内法としての国際民事訴訟法上の問題についての用語とされている。

さて、本稿が実証的にその射程距離をみきわめ、評価の対象とするマレーシア航空機事件では、逆推知説以外の最もシヴィーな見解に依れば、外国に本店のある被告 (法人) に対しては、自ら日本の裁判権に服さない限り、日本の裁判権は原則として及ばないこととなる。そこでかような問題意識を前提として、裁判管轄権をわが国で肯定しうる要件 (それは裁判官が職権で無管轄を宣言すべきか否かをも同時に規律する) の抽出を考えた。私見は民事訴訟法一条以下の規定のほかには更に以下の国際裁判管轄の諸要素を加味するものである⁶⁾。

まず、なるべく日本での提訴を可能にするような配慮が立法者の意思にならうであろう。そこでは被告 (事件によっては原告) がわが国と何らかの法的関連を有する事件についてはその者をわが国の裁判権に服させることを相当とする。

第一に考えうるのは人的関連である。これには原被告の国籍の所在地、住所、居所、行為地 (旅行などの通過地を含む) などが考えられる。法人については、継続的・実質的な組織のある土地 (本店)、及び営業地、契約地、販売地、行為地などが考えられる。

第二に物的関連が考えられる。これは請求の目的物・動産・不動産の所在地である。

第三として法律効果の発生地が挙げられる。契約・不法行為を問わない。相続、婚姻、離婚の際の別居の土地等である（不法行為については加害行為地、結果発生地を含む）。

第四として目的地（将来の法律行為を為す予定のある土地）。

第五として応訴管轄、あるいは合意管轄のある土地。

第六として執行の対象となる担保の重要な動産・不動産の所在地。

第七として併合裁判籍が判決執行の実効性からみて認められる土地。

これらについては準拠法の選択が考慮されなければならないであろうが、更に考慮すべきファクターとして、証明など訴訟活動の実効性と判決執行の可能性がある。最後に被告の地位を総合的に斟酌すべきである。以上の法的関連のうちいずれかがあれば裁判官は無管轄を職権で宣言すべきではない。

三、マレーシア航空機事件

（最判昭和五六年一〇月二六日二小民集三五巻七号一二二四頁）

訴外Aはマレーシア連邦国内（クアラルンプール）に於いてY（マレーシア・エアライン・システム）（被告、被控訴人、原告）と旅行代理店を通じ、クアラルンプールとベナン間の往復切符を購入し、航空機による旅客運送契約を締結した。昭和五二年十二月四日ベナンからクアラルンプールへの帰路、航空機がジョホール州タンジュクバンにハイジャックにより墜落したため、Aは死亡した。Yはマレーシア連邦会社法に準拠して設立され、同国内に本店を有する外国法人であり、東京都港区に営業所を設け、日本における代表者を定めている。Aの妻X₁及びその子X₂とX₃（原告、控訴人、被原告）はYの運送契約上の債務不履行によりAが取得した四〇、四五四、四四二円の損害賠償請求権を各三分の一の割合で相続したとして、Yに対し各自一三三三万円の損害賠償の支払を求めてX₁、X₂およびX₃の住所地（愛知県安城市）を管轄する名古屋地裁に訴えを提起した。第一審（名

古屋地裁昭和五四年三月十五日判決）は、わが国の裁判所が裁判管轄権を有するか否かにつき、以下のように判示し、訴えを却下した。

「Yは：外国法人であって、東京都内に営業所があるが、本件は右営業所の業務にかかわり生じた請求に関するものではない。したがって、まず、裁判権の存否について判断する必要があると考える。

国際裁判管轄については、わが国内法上規定がないから、結局条理にしたがい、その存否を決定するのが相当である。：右争いのない事実並びに裁判法制度がマレーシア連邦国に存在することは当裁判所に明らかなところであるから、これらの事実によれば、訴外A、Y間の運送契約の履行地、契約締結地及び飛行機墜落事故発生地はすべてマレーシア連邦国内であるので、右契約又契約に基因する本件損害賠償に関する法律関係はすべてマレーシア連邦国法によって定まるべきものと思われる。右のほか、訴訟上証拠資料の収集、被告の応訴上の便宜を総合考慮すると、前記契約の態容によりこれにもとづく法律上の争訟に関し推測される契約当事者の意思又公平の見地にてらすと、本件につき裁判管轄権はマレーシア連邦国の裁判所に属すると解すべきである。即ち、国際的涉外事件において、当事者の合意があること、また、右の合意がなくても、当該法律関係の内容上、日本に裁判管轄を認めることが適正な裁判、正義公平の観念にてらし、条理上相当であると思われることなどの特別の事情の認められない限り、裁判管轄権は被告の住所地国、本件について言えば、マレーシア連邦国の裁判所にあると解すべきところ、本件において右の特別の事情を認めうる事実は見当らないからである。X₁らの居住地が日本国内にあり、又Yの営業所が偶々日本国内にあるということから、直ちにこれを右の特段の事情に当たるとは解せられない。国際裁判管轄権、国内裁判管轄権はそれぞれ別個の法的内容を有するものであって、その性質上国内裁判管轄に関する規定を国際裁判管轄につき類推適用できないものと解せられるのみならず、国際裁判管轄権については法の欠缺により条理にしたがい定めるべきこと前示のとおりである。右によれば、民事訴訟法中の管轄規定に適合するならば、同時に国際裁判管轄権を認めるべきことにはならないというべきである。」

これに対し、原審（名古屋高判昭和五四年一月一二日、判タ四〇二号一〇二頁）は、以下のように判示して、原判決を取り消し、本件を名古屋地裁に差戻す旨の判決を下した。

「Yは、マレーシア連邦会社法に準拠して設立され、同連邦国内の屑書地に本店を有する外国会社であるが、Bを日本における代表者と定め、東京都港区新橋三丁目三番九号阪急交通ビルに営業所を設けているものであることが認められ、本件はX₁らよりYに対し、Y運航にかかる飛行機の墜落事故による損害の賠償を、運送契約不履行を理由として訴求するものである。従って、わが国法上、右営業所所在地をもってYの普通裁判籍所在地、X₁らの住所地をもって本訴請求にかかる義務の履行地といふべきことは明らかである。しかば、右普通裁判籍及び義務履行地の所在するわが国に、本件についての裁判権があることは条理上当然といふべく、右義務履行地を管轄する原裁判所に提起された本件訴は適法のものといわなければならない。」

これに対してYは以下の如く主張して上告したのが本件である。

「渉外的民事紛争については、外国法人が日本国内に営業所を有するとの一事をもって常に必ずしも日本国裁判所が管轄権を有するとは限らないといふべきでありこのような渉外民事紛争事件については先ず日本国裁判所が国際裁判管轄権（又は一般管轄権）を有するか否かが事案の性質に応じて検討されなければならない。原判決は：わが国の裁判所が本件につき国際裁判管轄を有するか否かにつき、何等の判断も理由も示さず第一審判決を取り消し、名古屋地方裁判所に差し戻したもので、明らかに民事訴訟法第三九五条第一項六号の理由不備の違法がある。

原判決は民事訴訟法第四条第三項及び第五条の解釈を誤り、且つ前記法条の適用を誤ったもので判決に影響を及ぼすこと明らかな法令違背がある。即ちわが国の民訴第四条は法人の普通裁判籍を定めたものであり、営業所については営業所の義務に關連がある場合特別裁判籍が認められる（民訴九条）のであるから、条理としての裁判の公平の見地から外国法人の営業所については少くとも営業所の業務に關連ある事業について国際管轄権を認めるのが相当といふべきであらう。

原判決はX₁らの住所地をもって義務履行地と解し、義務履行地の所在するわが国に裁判権があることは条理上当然であるとして果してそうであろうか。少なくとも国際裁判管轄権の決定にあたっては、民事訴訟法第五条の義務履行地は条理上管轄決定の基準となり得ないものと云わねばならない。国際裁判管轄権の決定にあたっては、民訴第五条はそのまま適用されるべきものでなく、条理による必要な変容を加えて適用すべきものである。その場合には、義務履行地は契約上の本来の義務履行地（本件ではマレーシア国内）に限定され、契約不履行による損害賠償債権の義務履行地まで含ましめると解すべきではない。原判決は国際裁判管轄権を決定するにあたって、条理による判断を一切加えることなく民訴第五条をそのまま適用したものであって、同法条の解釈を誤った違法がある。

更にもしわが国の裁判所に管轄権があることが正当であるとすれば、原判決は第一審判決を取消して、本件を被告の営業所の所在地である東京地方裁判所に移送すべきである。」

これに対して最高裁は次のように判示して上告を棄却した。

「思うに、本来国の裁判権はその主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則である。しかしながら、その例外として、わが国の領土の一部である土地に關する事件その他被告がわが国となんらかの法的關連を有する事件については、被告の国籍、所在のいかんを問わず、その者をわが国の裁判権に服させるのを相当とする場合のあることをも否定し難いところである。そして、この例外的扱いの範囲については、この点に關する国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、当事者の公平、裁判の適正・迅速を期するといふ理念により条理にしたがって決定するのが相当であり、わが民訴法の国内の土地管轄に關する規定、たとえば、被告の居所（民訴法二条）、法人その他の団体の事務所又は営業所（同四条）、義務履行地（同五条）、被告の財産所在地（同八条）、不法行為地（同一条）、その他民訴法の規定す

る裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適用するものというべきである。ところで原審の適法に確定したところによれば、Yはマレーシア連邦会社法に準拠して設立され、同連邦国内に本店を有する会社であるが、Bを日本における代表者と定め、東京都港区新橋三丁目三番九号に営業所を有するというのであるから、たとえYが外国に本店を有する外国法人であってもYをわが国の裁判権に服させるのが相当である。それゆえ、わが国の裁判所が本件の訴につき裁判権を有するとした原審の判断は、正当として認めることができ、原判決に所論の違法はない。

論旨は、原審が、本件を上告人の普通裁判籍のある東京地方裁判所に移送せず、一審の名古屋地方裁判所に差し戻したのは、民法四三条三項及び五條の解釈を誤ったものであると主張する。しかし、上告審においては、当事者は原審が国内の任意管轄に関する規定に違背することを主張することが許されないから(民法三八一条、三九六条、三九五条一項三号参照)、論旨は、上告適法の理由にあらず、採用することができない。」
 かようなマレーシア航空機事件判決が如何なる意義を有するかをまず学説を概観した後に考察する。

四、学説の状況

国際的裁判管轄権については基本的には次の三つの立場があるとされる。⁽¹⁾

まず第一に国家主義の立場によれば、一般管轄権は少くとも理論上は他から何の制約を受けるものではなく、実質的・内容的にも自国の利益を主眼として一般管轄権の帰属を決定しようとする。その一つが、自国の一般管轄権を拡張することによって、外国人の不利の危険に於て自国及び自国民の利益を特に保護しようとする所謂内国保護主義的な方向に現われ、フランス民法一四條、一五條がこの典型的な立法である。

第二に国際主義的立場では、一般管轄を主権の司法管轄と観念し、主権対主権の衝突として規律しようとする。ドイツ法、日本法等に於いて、主

として身分関係に限り本国法廷の管轄権を認めるのも対人主権と対物主権の妥協の結果であるという。

第三に世界主義(乃至普遍主義)的立場は、私法的国際交通の安全保障を目的とする国際民事訴訟制度の存在を、従って国際私法的事件(私人対私人)の裁判を担当する所の裁判機関及び、それ等の間に国際民事訴訟法の理念に従って国際私法的事件の裁判管轄を分配する所の国際的な規範の存在を認める。

ところで国際裁判管轄については、学説は、わが民事訴訟法中には裁判権の限界を直接規定するものはなく、国内土地管轄の配分と本来同一の原則による(逆に推知する)とする考え方と、より緩やかな枠組により決定すべきだとする考え方とに分かれる。後者は更に管轄配分説、条理説、利益衡量説、等々に分類することができる。

前者は逆推知説と呼ばれ、国家主義ないし国際主義に基づく。即ち、我が民事訴訟法上日本国内に裁判籍が認められれば我が国の裁判権の処理事項であるというものである。⁽²⁾これは土地管轄の総和イコール裁判権という図式を肯定する。

この逆推知説に対しては、普遍主義からの批判が指摘されている。

まず第一に、論理的には国際管轄権の存在が国内管轄権の前提となるべきであるのに、逆推知説は、国際管轄権の国内管轄権に対するこの理論的な独立性、上位性を不明確にする。

第二に、各国の独自の土地管轄規定を容認せざるを得ないこと。

第三にその結果として国際的視野からの裁判管轄権の分配の定めとしての諸原則の確立が所期しがたいこと。

第四に、実際上も管轄権の過不足のような不都合な結果を招くこと、である。⁽³⁾

具体的には、逆推知説からの帰結として、国内土地管轄があれば自動的に我が国の国際裁判管轄権が肯定されることから、以下の点が問題となる。

まず、民法二二条二項「最後ノ住所」をそのまま適用すると、日本にかつて住所を有したことのある外国人は、現在外国に居住し、その他の点では日本となら関連性を有しない場合でもわが国の国際裁判権に服し応訴

を強いられることとなる。

次に、民法五条の「義務履行地」については、持参債務を定める日本民法四八四条を準拠法とする場合には、日本に住所を有する債権者は外国にいる債務者に常に日本で訴訟ができることとなり被告の債務者にとって酷である。

更に、民法八条の「財産所在地」をそのまま適用すると、被告の財産が少しでもあれば、例えばごくわずかの財産が日本にあるだけの場合や、その所有船舶・航空機がたまたま日本に立寄っただけの場合にも、所有者たる外国人に対して日本の裁判権が肯定されることになる。

あるいはまた民法二一条の併合請求の特別裁判籍の規定を国際訴訟の主観的併合に用いると、我が国と何ら関連のない共同被告にも日本の裁判権が肯定せられることとなる。¹⁰⁾

以上のような不都合さを条理や国際的配慮によって修正し、普遍主義を貫こうとする見解が管轄配分説である。

管轄配分説に依れば、ある事件につきいずれの国でその裁判を行うことが、事案の最も適正な解決に役立つか、両当事者にとって公平か、また能率的な裁判が行われるかを総合的に勘案して決すべきだとされる。所説では民事訴訟法の土地管轄の規定は、国内裁判管轄規定として合理性があるからこれを国際的規模に拡大して類推することとなる。¹¹⁾

そして管轄配分説からは以下のような裁判管轄決定の諸々の要素が提示される。

まず、わが国の管轄を認めることが訴訟当事者の便宜や公平、予測可能性からみて妥当であるか。適切な裁判がなされるための正確な事実認定やそのための両当事者の十分な訴訟活動が可能か。この点については係争物の所在地や事案について証拠の収集が容易であるか。そして当事者が訴訟活動を為しうる生活ないし経済的活動の拠点があるか否か。

法廷地が、裁判の公平、迅速の観点からみて両当事者の実質的平等が十分に保障される国か否か。

更に判決の実効性として、その国で直ちに強制執行をなしうるか、またその国で得た判決により他国で承認・執行されるか否か等々、法廷地が事

件に対して有する関連性や利害関係が個別・具体的に勘案されなければならない。

これを推し進めると、前述の問題点は次のように修正しうる。即ち、民法二条二項の「最後ノ住所」は被告が世界中に住所・居所を有しない場合にのみ限定される。五条の「義務履行地」は契約上、明示的に指定されている場合に限られる。¹²⁾ 八条の「財産所在地」は原告の請求の目的物が日本にある場合か、日本にある財産以下の価格の訴えの場合に限定せられる。二一条の併合裁判籍は主観的併合には適用しないこととなる。

逆推知説と管轄配分説とをここで比較すると、両者ともに、民法の条文に依拠しつつ類推適用ないしは修正を施すという点で共通のものがあ。民法規定には国際裁判管轄および国内裁判管轄の決定という二重の機能が当初から予定されていたのであり、逆推知説の結論は、従って立法者の理解とも合致するのだという見解があるが、むしろ管轄配分説の言わんとする点は、論理的には、民法の土地管轄規定は、日本に国際裁判管轄権が肯定された後に、国内での分配を定めたにすぎないのであり、国際裁判管轄権の所在と国内裁判管轄権の分配とはその配分を同一には論じえない利益状況の相違があるということにある。¹⁶⁾

国内管轄を肯定しうる土地管轄には国際裁判管轄を国際的配慮からは肯定しえないとする点から、民法を離れて国際裁判管轄の諸要素を独自に考慮していこうとする見解がここで現われる。

利益衡量説(新類型説)は、当事者の利益、とりわけ被告の応訴の便宜、事案の内容、性質、法廷地と事件の関連性等を具体的に比較衡量して国際管轄権の有無を決定しようとするものである。

以上の見解については、次のような評価がなされている。¹⁷⁾

逆推知説は、明確であり予測可能性、法的安定性に優れている。他方、国際的配慮を欠いていないか、国内土地管轄との質的な差異を無視していないか、国内土地管轄の場合には移送制度により、最終的な調整が可能であるのに国際裁判管轄の場合にはそれを欠くことからいっても、国内土地管轄があれば国際裁判管轄があるという結論は問題があるのではないか。

他方、管轄配分説については、条理の内容が必ずしも明確でないため、

法的安定性・予測可能性を欠く。国際裁判管轄の問題では事件ごとの特殊性がかなり存在するにも関わらず、予め条理により国内土地管轄の規定を修正するため、個別的な事件ごとの特殊性に対応できないとされる。

利益衡量説(新類型説)は具体的な類型を明確に示せる段階にまで至っていないため、実際の事件への適用については必ずしも十分な指針にならないし、法的安定性・予測可能性にも問題がある。

以上のように未だ学説に決定的な見解はなく、私見としては、無管轄の宣言を回避すべく、国際的配慮・条理による検証的なアプローチのために一定の裁判管轄の要件化を試みた(第二章 国際裁判管轄の構造)。

そこで次章で、本稿で具体的に法解釈の素材とするマレーシア航空機事件判決の位置づけを行ないたい。

五、マレーシア事件判決の評価

本件は、債務不履行に基く損害賠償請求における国際的裁判管轄について最高裁が判示した最初の判決である。

判旨は、一般論としては、国際裁判管轄について未だ明文規定がなく条理によるとしつつも、民訴法の土地管轄規定により被告を裁判権に服せしめる旨述べており、実質としては逆推知説に依るものと考えられる。かように本判決が何ら留保なく土地管轄規定から条理に照らして裁判権を肯定した点については批判的な評価がいくつか見られる¹⁸⁾。とりわけ、被告の営業所・事務所が日本にあることをもって外国法人に対する訴訟の管轄権を肯定(民訴四条三項)するには、原則としてその営業所、事務所の業務との関連性(民訴九条)を要すると指摘する意見がある¹⁹⁾。

評釈では、主として管轄配分説の立場から、次のファクターへの言及があれば本判決は妥当であるとする。即ち青山教授に依れば²⁰⁾、第一に、原告の訴訟追行能力について、外国で訴訟をする資力、能力や、とりわけ本件が航空機事故の被害者の遺族であることから、その救済の必要性、日本の管轄を否定した場合、不満足な和解に促さざるを得ないという事情の有無、ワルソー条約二八条二項(後述)を一つの条理として勘案し得ること。第

二として被告の応訴上の不利益の程度——被告の日本に有する営業所の規模。第三に被告の予測可能性——マレーシア航空会社の海外営業所ではマレーシア国内線の航空券をも販売していた(日本の営業所も同様)ことから、日本民事訴訟法上日本での応訴を強制されてもやむを得なかったはずである。第四として日本の裁判所が訴訟を行うことの訴訟手続上の便宜——損害賠償額の算定の為には逸失利益や慰謝料が問題となると思われる、そのための資料は、むしろ日本の方が得やすいという事情があること。第五として判決の執行可能性——日本における被告の営業所の財産や預金債権、更には日本に飛来した被告会社の航空機を差押える可能性は常にあるので、日本での判決は無駄になることはない、との点を判示すべきであったとされる。

小林助教教授に依れば、考慮すべきファクターは以下のとおりである。即ち、前記青山説の第四点の他に、マレーシア航空は国際航空会社であって、その営業所所在地国での訴え提起もあることはその業務の国際的性質から覚悟すべきこと、当事者間の訴訟の追行能力のアンバランスを考えると、我が国の裁判所での審理を許す方が公平であることが指摘せられる。

以上の留保を為しつつも評釈は概ね判旨に賛成している。その理由は原告の住所と被告の営業所(前述)が共に日本にあること、被告が国際的な航空輸送を営む企業であって他国で訴訟を進行する経済力があること、旅客の遺族にとつては被告の主たる営業所のある外国での訴訟は非常に困難であり、実質的には救済を否定するに等しいこと等である。

残された問題点としては、日本にある財産では判決の履行として不十分な場合に外国で執行できるかの考慮があったのかという点である²¹⁾。他方で、民訴二〇〇条一号の外国判決の承認・執行の要件の一つとして国際裁判管轄の存在があるが、本判決により該要件も拡張せられ、同号のチェックが機能しなくなることが懸念されている。後者に関しては竹下教授からの反論がある。即ち、外国判決を承認しなければならなくなることを恐れて徒らに各自の裁判管轄の範囲を限定するのは被害者に救済の途を閉ざすことになりかねず、その一方で国際協調や普遍主義を説くことはいささか矛盾であるというものである。

なお、ワルソー条約（国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約）の裁判管轄に関する規定（二八条一項）を改正したグァテマラ議定書は、旅客の死亡等に関する訴訟は、原告が住所・居所を有する条約締結国に運送人の営業所があればその地での提訴を認める条項を追加しており、この条理をも勘案すべきであろう。

最後に国際裁判管轄の方向性を検討する。

本判決以後下級審判決は、本判旨を基本的には踏襲しつつ、特段の事情（のない限り）という留保をつけ、管轄拡張に歯止めをかけている。⁽²³⁾ また学説の大半も現在では逆推知説にやや批判的であり、管轄配分説が有力化しつつあることから、今後は条理のファクターの抽出による予測可能性の保障が積み上げられていくこととなる。

六、終わりに

以上、国際管轄権についての学説及び最高裁判例の検討を行なった。

学説上は民訴法規定が国際管轄をも予定していたとの実証的研究もあり、民訴法土地管轄規定の「洗い直し」が進められているのが現状である。この点については明確な諸原則と限定的な例外的処理（特段の事由のアプローチ）が望まれるところであり、私見（第二章）は条理に依りつつ一定のルール化を目指した解釈論の帰結を呈示したものである。

国際管轄権についてはその性質論もフランスに於いて盛んであり、今後の検討課題としたい所存である。（一九八八年十一月三十日受理）

註

- (1) V. M. Bauer, *Compétence judiciaire internationale des tribunaux civils français et allemands*, 1965, n°7
- (2) V. D. HOLLEAUX, J. Foyer et Geouffre de La Pradelle, *Droit international privé*, 1987 p. 349—352
- (3) 青山善充「国際裁判管轄」三ヶ月・中野・竹下編、新版民訴法演習Ⅰ一三頁。
- (4) 石黒一憲「現代国際私法」〔上〕二五八頁。ここでは外在的、国際法的制約

と内在的・国際民事訴訟法の制約が区別され、後者が国際裁判管轄（権）の問題だとされる。

- (5) 例えば大須賀虎「涉外判例研究」ジュリスト七二九号一四三頁。所説はワルソー条約二八条を改正したグァテマラ議定書（の類推）によらなければマレーシア航空機事件の裁判管轄は肯定されないとする。

- (6) この問題の措定は石黒助教の問題意識をもとにして、裁判官が実際管轄権を行使しうるかの判断の素材を提供することを前提として、高橋教授の石黒助教への批判とそれとを止揚したものである。その論争とは、高橋説からの引用をすれば以下の通りである。（講座民事訴訟二卷三二頁注③）に於いて石黒氏は「被告に対して管轄が及ぶかを問題とする考え方はわが国でも強いが、むしろ事業についてのわが国の密接関連性をまず考え、被告の実質的な防御の機会の保障は別途に考慮し、それらの総合的考慮において国際管轄を決すべきである。」これはWeintraub, *Commentary on the Conflict of Laws*, 98 (2nd ed. 1980) の言へ *nexus-notice* を一応分けて考えることを意味する。従来、国際管轄決定上被告の利益のみを考慮するかの如き傾向があったとすれば、この点の区別が十分でなかったためもあったのではないかと論ずる。注目すべき発想であるが、この見解は民訴一条にみられる普通裁判籍の構想と対立する契機を含むとみるべきであろう。この見解を徹底していけば、たまたま被告の住所だけではわが国にあるがその他には事件の関連性がわが国にない場合、わが国の国際裁判管轄は否定されることになるからである。ただし、これも学説としては成立しうる考え方であろう。「高橋宏志「国際裁判管轄」『国際民事訴訟法の理論』（澤木・青山編）四四頁。
- (7) 池原季雄「国際私法に於ける裁判管轄権と当事者の国籍（二・完）」国際法外交雑誌四八巻八号七五二頁以下。
- (8) 兼子一・新修民事訴訟法体系六六頁。
- (9) 青山善充、「国際裁判管轄権」民事訴訟法の争点（旧版）五一頁。
- (10) 池原季雄・平塚真「涉外訴訟における裁判管轄」実務民訴講座六卷一二頁。小林秀之「国際裁判管轄とマレーシア航空機事件判決」法学セミナー一九八二年二月号二二頁。

- (11) 青山・前掲五一頁以下。
- (12) ただし青山・前掲五二頁は「義務履行地」は国際的裁判管轄権の基礎としては不適格とみるべきであるとする。
- (13) 実証的には石黒一憲・現代国際私法〔上〕二六一頁以下参照。
- (14) 石黒「渉外事件における訴え提起」講座民事訴訟第二巻五六頁、五七頁。
- (15) 青山善充・民訴百選〔二版〕二〇頁。
- (16) 小島武司・法学教室二六号一二二頁。
- (17) 小林秀之「国際取引紛争」一〇八頁。
- (18) 例えば、山田鏐一・民商法雑誌八八巻一号一〇〇頁、大須賀虔・ジュリスト七二九号一四三頁等。
- (19) 青山善充「航空機事故による損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄——マレーシア航空事件を中心として——」空法二六号八三頁。同旨、高橋宏志「国際裁判管轄——財産関係事件を中心として——」『国際民事訴訟法の理論』（澤木・青山編）五九頁、松岡博「国際取引における裁判管轄」阪大法学一二四号六頁。但し松岡説は内国における事業活動が実質的・継続的である場合には管轄を肯定する。更に石黒助教教授は、International Shoe判決以来のアメリカのジュリスディクション法理の展開からも示唆されるように、外国に本拠を有しつつ内国で一定の事業活動を営む法人等の団体は、その国内での事業活動を通じてわが国の社会との実質的牽連性(substantial connection)を有しているのであり、そのような内国牽連性の程度が十分である場合には、たとえ内国での事業活動と直接関係しない問題に関しても、場合によってその者を被告とする訴につき、わが国の国際裁判管轄は肯定し得ると言うべきである、とされている。石黒・現代国際私法〔上〕三一二頁。
- (20) 青山・前掲八六頁、同・法学教室一六号八三頁。
- (21) 小林秀之「国際取引紛争」二〇頁。
- (22) 小林・法セ一九八二年二月号二〇頁。
- (23) 竹下・金融商事判例六三七号五五頁。
- (24) 例えば、東地判昭和五九年三月二七日(判例時報一一一三号二六頁)。道垣内評釈判例評論三一〇号参照。